

## テーマ「〈緊急アピール〉

# 子どもたちをインターネットの危険から守るために！」

実施主体：群馬県佐波群玉村町青少年問題協議会

関係団体：町長、町議会、警察、教育委員会、小中高校、青少推、PTA連協、保護司会 等

### 《取組の概要》

携帯電話やスマートフォンの普及による無料通信アプリやLINE(ライン)などを使ったトラブルやいじめ、生活習慣の乱れなどの問題から子どもたちを守るために、玉村町青少年問題協議会で協議し、子どもには必要のない携帯電話・スマートフォンは持たせないこと、持たせる場合には、夜9時以降は携帯電話・スマートフォンを使用しないなどのルールを示したリーフレット「〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために！」を作成し、保護者や地域に配布し、町全体で子どもたちを見守っていく活動を行った。

## 1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

- 平成25年度全国学力・学習状況調査の結果、玉村町の児童生徒の携帯電話・スマートフォンの所持率は小学6年生41.1%、中学3年生65.3%でした。群馬県の平均が小学6年生が38.2%、中学3年生が54.3%となっており、群馬県と比べても高い状況にある。
- 携帯電話やスマートフォンを所持している児童生徒の増加に伴って、小中学校において、無料通信アプリやLINE(ライン)などを使ったトラブルやいじめ、生活習慣の乱れなどの問題が増加してきている。
- 学校では、これらの問題に対応するために、子どもや保護者に対して、情報モラル講習会を開催したり、学校便りやホームページ等を活用し、携帯電話・スマートフォンに潜むインターネットの危険性について啓発したりしているが、携帯電話・スマートフォンの利用のルールを徹底することが難しい現状がある。
- このような状況の中、町全体で子どもたちをインターネットの危険から守っていくことが必要であると考え、青少年問題協議会で協議・検討し、「〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために！」を作成し、町全体に啓発していくことにした。

## 2 実施スケジュール

平成26年 7月	第1回青少年問題協議会 携帯電話・スマートフォンの利用についての問題提起、協議、リーフレットを作成
平成26年 7月	リーフレットを全保護者配布
平成26年 8月	「広報たまむら」に掲載
平成26年 8月～	学校、PTA、青少推など各団体の会議等でリーフレットを配布、説明
平成26年10月	第2回青少年問題協議会 リーフレット配布後の情報交換等

## 3 事業展開

- 青少年問題協議会で「子どもたちの問題行動と携帯電話・スマートフォンの関係」について、情報交換を行い、子どもたちの携帯電話・スマートフォンの利用に関する問題点の共通理解を図る。
- 「子どもには必要のない携帯電話・スマートフォンを持たせない」「夜9時以降は、携帯電話・スマートフォンを使用しない」等を示したリーフレットを作成。
- 夏休み前に小中学生をもつ全家庭に学校を通して、配布。
- 小中学生に対しても、学校から本リーフレットの趣旨を説明。
- 玉村町全体に対して、「広報たまむら」等を活用し、本事業の趣旨と内容を周知。
- 保護者に対して、学校の三者面談や保護者の集まる機会に本リーフレットを再度配布し、本事業について周知、協力を促す。

## 4 事業の成果(効果)

〈保護者から〉

○リーフレット「〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために」を配布したことで、携帯電話やスマートフォンの利用の仕方について、親子で話し合うきっかけとなった。

○玉村町としての共通の取組が明確に示されたことで、子どもにも指導しやすくなった。

〈学校から〉

○子どもやその保護者に対して、町の方針が示されたことで、携帯電話・スマートフォンの利用についての指導がしやすくなった。

○「夜9時以降は利用しない」と時間を明記したことで、子どもたちも携帯電話・スマートフォンをやめるきっかけができたことで、家庭学習等にも取り組めるようになっている。

〈各団体から〉

○青少年問題協議会において、子どもの問題行動とスマートフォンの無料通話アプリ「LINEライン」の関係等、警察や学校から、実際の事例を交えた情報交換や研修を行ったことで、インターネットに潜む危険性についての理解が深まった。

## 5 事業を成功させるためのポイント

○学校だけでなく、子どもたちの健全育成に関わる様々な団体が共通理解の下、継続的に取組を進めていくことが大切である。

○各団体があらゆる機会に本リーフレットを活用し、インターネットの危険性やその利用の仕方について、周知をしたり、研修会を開いたりしながら、本事業の趣旨を町全体に浸透させていくことが大切である。

## 6 今後の展開(継続・発展させていくために)

○学校では、子どもたちや保護者に対して、情報モラル講習会等を計画的に実施していく。

○PTA連協や青少推等が研修会を開催するなどして、地域や家庭に対して、本事業の趣旨をより浸透させていく。

○青少年問題協議会では、各種団体が行った取組や子どもの状況等について情報交換を行いながら、町全体で子どもを見守っていく体制を構築する。

## 7 その他

○玉村町教育研究所から、「家庭学習を充実させるために、メディアとのかかわり方のルールを決めよう」等を示した保護者向けリーフレット「すすめよう家庭学習」を作成した(配布は平成27年度)。

○研究所リーフレットについては、小中学生をもつ保護者に「〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために」と関連させて広めていく。

## 8 参考資料等

〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために！

掲載ページ <http://www.town.tamamura.lg.jp/soshiki/18/sumaho.html>

保護者の皆様へ

〈緊急アピール〉  
**子どもたちをインターネットの危険から守るために！**

便利な道具である携帯電話やスマートフォン  
しかし、使い方によっては・・・

- 携帯・スマホ中毒・・・自分の時間の全てを携帯電話・スマートフォンに費やし、学校生活に支障をきたしていることもあります。
- ネットいじめ・・・LINE(ライン)による悪口や無視、仲間はずれなどのいじめが起こっています。
- 事件の被害者・・・インターネット上で見知らぬ人と知り合う機会も多く、事件の被害者になることもあります。

子どもたちを取り巻くインターネット上の問題はとて深刻で見えにくくなっており、玉村町全体で見守っていく必要があります。

玉村町の子どもには

☆必要のない携帯電話やスマートフォンは  
持たせないようにしましょう

持たせる場合は、保護者の責任において、

☆ルールを守って、使わせるようにしましょう

- 夜9時以降は使わない
- 悪口や個人情報は絶対に書き込まない
- 知らない人とインターネット上で交流しない
- フィルタリングを必ず行う
- ルールを守れない場合は、使用を禁止する

※ ゲーム機や音楽プレーヤーもインターネットにつなげることがあります。  
※ 学校への携帯電話やスマートフォンの持ち込みは禁止されています。

玉村町青少年問題協議会

メディアとのかかわり方のルールを決めよう

(全学年力・学習状況調査 質問紙調査より)

玉村町の小学生は、「テレビやゲーム」「インターネット」「携帯、スマートフォン」をしている時間が長いことが、全国学力・学習状況調査の質問紙から明らかになっています。携帯電話・スマートフォンの所持率は小学6年生で約50%、中学3年生で約74%で、群馬県と比べても高い割合になっています。さらに、中学生では約25% (4人に1人) が1日に2時間以上使用しています。

(玉村町家庭学習に関するアンケートより)

また、「自主学習ができない理由」もメディアとのかかわりに大きな要因があることがアンケートの結果から、はっきりとわかってきました。家庭学習を充実させるためには、親子でメディアとのかかわり方のルールを決め、守らせていくことが大切です。

子どもと一緒にルールを決めよう

- テレビやゲームの時間をしっかり決める・・・1日【 】分以内にする
- 携帯電話・スマートフォンを使う時間と場所などを決める  
(時間) 夜【 】時以降は使わない (場所) 自分の部屋には持ち込まない
- テレビを見ながら、インターネットをしなから、学習はしない

※ 緊急アピール「子どもたちをインターネットの危険から守るために」を参考にしてください。

保護者向けリーフレット  
「すすめよう 家庭学習」より抜粋